

国保だより

問い合わせ

高齢者・保険課 国保年金係

☎72-2101（内線 322）



接骨院・整骨院にかかるとき

接骨院・整骨院は、国家資格を持つ「柔道整復師」が施術を行う施設で、お医者さんで受診するのと同様に、窓口で被保険者証を提示し、一部負担金（かかった費用の自己負担割合分）を支払うだけで施術が受けられます。

保険を使う場合には、正しくご理解いただいたうえで施術を受けてください。

国民健康保険を使って施術を受けられるのは、外傷性のけがの場合に限られます。内科的原因によるもの、慢性的な症状等は保険の対象となりません。かかったあとで保険の適用が認められない場合もありますので、注意してください。

保険の対象となる場合

- ねん挫 ●打撲 ●挫傷（肉離れ）
- 骨折・脱臼の応急手当て

保険の対象とならない場合

- 医師の施術同意がない骨折・脱臼
- 単なる疲労や体調不良の改善
- 脳疾患後遺症などの慢性的症状
- 耐安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用など

★整骨院・接骨院にかかるときの注意

施術を受けるときには、負傷の原因を正しく伝えて、保険の対象となるかどうか確認しましょう。

- ・外傷性の負傷でない場合、負傷原因が労働災害・通勤災害に該当する場合は、保険の対象となりません。（労災保険の対象となります。）
- ・交通事故の場合は、高齢者・保険課へ届出が必要です。
- ・同一負傷について、同時期に柔道整復師と医師に重複してかかることはできません。
- ・「療養費支給申請書」には、自分で署名または押印してください。
- ・必ず領収書を発行してもらい、保管してください。（領収書の発行は無料です）

はり・きゅう、マッサージの施術を受けるとき

はり・きゅう、マッサージの施術を受けるときには、医師の同意があった場合に限って、保険者から払い戻しが受けられます。施術時にいったん全額支払い、申請し、審査で決定されれば一部負担金を除いた額が払い戻されます。ただし、鍼灸師等が患者に代わって保険者に請求する場合があります。

保険の対象となる場合

- はり・きゅう
神経痛やリウマチ、五十肩、腰痛症などの慢性的な痛みのある病気
- マッサージ
筋麻痺や関節拘縮などで、医療上のマッサージを必要とする場合

保険の対象とならない場合

- はり・きゅう
医師の同意書がない場合
保険医療機関でも同じ対象疾患の治療を受けている場合
- マッサージ
医師の同意書がない場合
疲労回復や耐安が目的の場合

申請する場合に必要なもの

- ◆医師の施術同意書または診断書 ◆領収書 ◆保険証 ◆印鑑 ◆振込口座のわかるもの ◆マイナンバーカードまたは通知カード
- 申請は市役所高齢者・保険課8番窓口

ジェネリック医薬品を使用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）について

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期限（20年～25年）が切れた後に販売される医薬品で、新薬と同じ成分、同じ効能・効果をもつ医薬品で、新薬に比べて安価な薬です。また、ジェネリック医薬品を選ぶことは、自己負担額の節約や、伸び続ける医療費の節減になり、国民健康保険財政の改善につながります

ジェネリック医薬品を希望するときは

ジェネリック医薬品は医療用医薬品ですので、病院や診療所の医師による処方せんが必要です。医師や薬剤師と相談しながら、自分に合ったお薬を選択して使用しましょう。

注 ①医師が変更すべきでない判断し処方せんに医師が署名している場合は、切替えることはできません。

②すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。ジェネリック医薬品に切り替えられない場合もあります。

ジェネリック医薬品を希望することを医師や薬剤師に簡単に伝えられるように、「ジェネリック医薬品希望カード」を、新しい保険証と一緒に送りますので、ご活用ください。